



島根県報

平成28年3月29日（火）

号外第63号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	2
営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	2
人事記録に関する規則の一部を改正する規則	5
職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則	5
一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	5
島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則	6
職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	7
不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則	7
教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則	7
職員の退職管理に関する規則	8

【人委細則】

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則	12
級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	17
不利益処分についての不服申立てに関する書面の様式を定める細則の一部を改正する細則	19

【人委訓令】

公文書の保存期間に関する規程の一部改正	20
---------------------	----

人 事 委 員 会 規 則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 7 号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年島根県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号中「第55条第 4 項」を「第55条第11項」に改める。

第10条中「不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和39年島根県人事委員会規則第 1 号）第19条」を「不利益処分についての審査請求に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第23号）第64条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 8 号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

営利企業への従事等の制限に関する規則

第 1 条中「営利企業等の従事制限」を「営利企業への従事等の制限」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 9 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 採用

第 1 節 競争試験（第 3 条—第 6 条）

第 2 節 採用候補者名簿（第 7 条—第13条）

第 3 節 選考（第14条—第18条）

第3章 条件付採用（第19条—第21条）

第4章 臨時的任用（第22条・第23条）

第5章 補則（第24条・第25条）

附則

第2条の前の見出し及び同条を削り、第3条を第2条とし、同条に見出しとして「（この規則の効力）」を付する。

第4条を削る。

「第2章 採用及び昇任」を「第2章 採用」に改める。

第5条の見出し中「又は昇任」を削り、同条第1項中「又は昇任」を削り、「第7条又は第8条」を「第14条」に改め、「除き、」の次に「人事委員会から」を加え、「任用候補者のうち」を「採用候補者名簿に記載された者の中」に改め、同条第2項中「任命しよう」を「採用しよう」に改め、「採用については」及び「からの、昇任については昇任候補者名簿からの任用候補者」を削り、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を採用するための選択を行ったときは、当該選択の結果について、人事委員会に通知しなければならない。

第2章中第5条を第3条とし、同条の前に次の節名を付する。

第1節 競争試験

第6条から第9条までを削る。

「第3章 試験」を削る。

第10条中「（以下「試験」という。）」を削り、同条を第4条とする。

第11条を削り、第12条の見出し中「試験の告知」を「競争試験の公告」に改め、同条第1項中「採用試験」を「競争試験」に改め、「島根県報」の次に「、インターネット」を加え、「その他適切な報道手段」を「その他の適切な方法」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第13条第2項を削り、同条を第6条とする。

第4章を削る。

「第5章 任用候補者」を削る。

第1節 任用候補者名簿

第18条の見出し中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改め、同条第1項中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に、「試験」を「競争試験」に改め、同条第4項中「第20条から第23条まで」を「第9条から第12条まで」に改め、同条を第7条とし、同条の前に次の節名を付する。

第2節 採用候補者名簿

第19条第1項中「第24条」を「第13条」に改め、同条第2項中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条を第8条とする。

第20条の前の見出しを削り、第20条第1項中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同項第2号中「任用」を「採用」に改め、同条を第9条とし、同条の前に見出しとして「（名簿からの削除）」を付する。

第21条中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第1号及び第2号中「試験」を「競争試験」に改め、同条第3号から第5号までを削り、同条を第10条とする。

第22条（見出しを含む。）中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第1号中「第20条第1号」を「第9条第1号」に、「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条第2号中「第20条第2号」を「第9条第2号」に改め、同条第3号中「第20条第3号」を「第9条第3号」に改め、同条第4号中「第20条第5号」を「第9条第5号」に改め、同条を第11条とする。

第23条中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条を第12条とする。

第24条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条を第13条とし、第2章中同条の次に次の1節を加える。

第3節 選考

(選考により採用することができる職)

第14条 次の各号のいずれかに該当する職への採用は、それぞれ選考により行うことができる。

- (1) 人事委員会が指定する級に属する職
- (2) 単純な労務の職
- (3) 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の競争試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該競争試験又は選考に係る職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの
- (4) 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の機関に現に在職している者をもって補充しようとする職で、その者が現についている職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの
- (5) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの
- (6) 競争試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職
- (7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職
- (8) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号）第9条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職
- (9) 前各号に規定するもののほか、人事委員会が競争試験によることが不相当であると認める職

(選考の方法)

第15条 選考は、選考される者の当該職の職務遂行の能力の有無を選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとし、必要に応じて、経歴評定、実地試験、筆記試験その他の方法を用いることができる。

2 前項の規定により筆記試験等を併用する職は、その都度人事委員会が定める。

(選考の基準)

第16条 選考の基準は、選考の対象となる職に応じて人事委員会の定める経歴、学歴又は知識若しくは技能及び免許その他必要とされる資格を有することとする。

(選考の実施)

第17条 選考は、任命権者の請求に基づき、採用しようとする者についてその都度行うものとする。ただし、第15条第2項の規定により人事委員会が定める職の選考は、当該職を志望する者の申出に基づき、人事委員会が行う筆記試験の合格者のうちから、任命権者の請求に基づき、行うものとする。

2 前項ただし書の試験の実施については、第5条の規定を準用する。

(選考の委任)

第18条 人事委員会は、定型的な選考その他人事委員会が適当と認める選考については、その実施を任命権者に委任することができる。

第5章第2節及び第3節を削る。

「**第6章 条件付採用**」を「**第6章 条件付採用**」に改める。

第33条（見出しを含む。）中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、第6章中同条を第19条とする。

第34条（見出しを含む。）中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条を第20条とする。

第35条の見出し中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条第1項及び第2項中「条件付採用」を「条件付採用」に改め、同条を第21条とする。

第6章を第3章とする。

第36条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 任命権者が第3条第2項の規定により名簿の提示の請求を行った場合において、人事委員会から適当な名簿がない

旨の通知を受けたとき又は人事委員会から提示を受けた名簿に記載された者の数が採用すべき者の数より少ないとき。

第7章中第36条を第22条とし、第37条を第23条とする。

第7章を第4章とする。

第8章中第38条を第24条とし、第39条を第25条とする。

第8章を第5章とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第10号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和29年島根県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

別表1採用の項中「職員の任用に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第12号）第4条第1号」を「法第15条の2第1項第1号」に改め、同表2昇任の項中「職員の任用に関する規則第4条第2号」を「法第15条の2第1項第2号」に改め、同表5降任の項中「昇任の反対の場合」を「法第15条の2第1項第3号に規定する降任」に改め、同表43更新の項中「第37条」を「（昭和27年島根県人事委員会規則第12号）第23条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第11号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「第7条第3号」を「第14条第2号」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第3条第1項第1号中「試験」を「採用試験」に改め、同項第2号中「第18条」を「第7条」に、「第20条から第23条まで」を「第9条から第12条まで」に改め、同項第3号中「任用候補者名簿からの任用候補者」を「採用候補者名簿」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「第36条第2項」を「第22条第2項」に改め、同号を同項第4号とする。

別表中「社会福祉士」を「社会福祉士
臨床心理士」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第12号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成15年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第9条第4号、」を削り、「第8条第2号、第15条第3項第2号」を「第15条第4項第2号」に改め、「第5条第2号、」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第13号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同号の次に次の1号を加える。

(12) 職員の退職管理に関すること。

別表第1第2の項第1号中「第7条第2号」を「第14条第1号」に、「医療職給料表(1)級別職務分類表」を「医療職給料表(1)級別基準職務表」に改め、同項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同表第3の項第1号ア中「職員給与規則」を「職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号。以下「職員給与規則」という。）」に改め、同項第4号中「規則の規定による承認又は」を「条例又は規則の規定による承認又は」に改め、同号イ中「第9条第1号（管理職手当の支給対象となる職員のうち、給与規則別表第3に定める管理職手当の区分が1種又は2種である職に限る。）、第18条第1項ただし書若しくは第2項ただし書」を「第18条第2項ただし書若しくは第3項ただし書」に改め、同号ウ中「第15条第1項ただし書若しくは第2項ただし書」を「第15条第2項ただし書若しくは第3項ただし書」に改め、同号ク中「一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の規定（第2条を除く。）」を「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）第5条第3項の規定」に改め、同号ケを同号コとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）第7条第2項の規定による承認

別表第1第6の項第1号及び第2号中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改め、同表第10の項中「9」を「10」に改め、同項を同表第11の項とし、同表第9の項を同表第10の項とし、同表第8の項の次に次の1項を加える。

9 退職管理関係事項

(1) 職員の退職管理に関する規則（平成28年島根県人事委員会規則第17号）の規定による規程等の制定等

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第14号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第15号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

目次中 「第11章 異議申立て（第65条）
第12章 補則（第66条）」を「第11章 補則（第65条）」に改める。

第1条中「不服申立ての手続き」を「審査請求の手続」に改める。

第11章を削る。

第66条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、第12章中同条を第65条とし、同章を第11章とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 不利益処分についての不服申立てに関する規則第2条第1号に規定する処分についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第16号

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則（平成27年島根県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則

第1条中「営利企業等の従事制限」を「営利企業への従事等の制限」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第17号

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成28年島根県条例第11号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
- (2) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社
- (4) 沖縄振興開発金融公庫
- (5) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直

近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）別表第3に定める職のうち同表の管理職手当の区分が1種の職（同表の備考の規定により1種の区分を用いる職を含み、政策企画局長及び本庁部長の職を除く。）
- (2) 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）が就いている職（警察本部の本部長及び部長の職に限る。）
- (3) 島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）別表第3に定める職のうち同表の管理職手当の区分が1種の職
- (4) 島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）別表第11に定める職のうち同表の管理職手当の区分が1種の職（同表の備考の規定により1種の区分を用いる職を含む。）

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条各号に掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思考するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項に規定する職又は第14条に規定する職に就いていた場合にあって

は、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容

- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項
(再就職者による依頼等の届出の手續)

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容
(部長又は課長に相当する職)

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 職員の給与の支給に関する規則別表第3に定める職のうち同表の管理職手当の区分が1種以外の職（同表の備考の規定により1種の区分を用いる職及び特定地方警務官が就いている職を除く。）
- (2) 県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）別表第13に定める職
- (3) 特定地方警務官が就いている職（警察本部の本部長及び部長の職を除く。）
- (4) 島根県企業局職員の給与に関する規程別表第3に定める職のうち同表の管理職手当の区分が1種以外の職
- (5) 島根県病院局職員の給与に関する規程別表第11に定める職のうち同表の管理職手当の区分が1種以外の職（同表の備考の規定により1種の区分を用いる職を除く。）
(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第15条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第16条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第18条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第19条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第21条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第22条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 職員の給与の支給に関する規則別表第3に定める職(特定地方警務官が就いている職を除く。)
- (2) 県立学校の教育職員の給与に関する規則別表第13に定める職
- (3) 島根県企業局職員の給与に関する規程別表第3に定める職
- (4) 島根県病院局職員の給与に関する規程別表第11に定める職

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第3条第2項に規定する一般職である職に島根県において任用された場合
- (3) 法第3条第3項第1号から第4号までに掲げる職に島根県において任用された場合
- (4) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第24条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第 1 号

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則

職員の任用に関する細則（昭和28年島根県人事委員会細則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第39条」を「第25条」に改める。

第 2 条の見出しを「（採用候補者名簿の提示）」に改め、同条中「第 5 条第 2 項」を「第 3 条第 2 項」に、「任用候補者」を「採用候補者名簿」に、「任用候補者提示請求書」を「採用候補者提示請求書」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 人事委員会は、規則第 3 条第 1 項の採用候補者名簿の提示を様式第 2 号の採用候補者名簿提示書により行うものとする。

第 3 条を次のように改める。

（選択の結果についての通知）

第 3 条 任命権者は、規則第 3 条第 3 項の規定により採用候補者の選択の結果について通知をしようとするときは、様式第 3 号の採用候補者選択結果通知書により行わなければならない。

第 4 条及び第 5 条を削る。

第 6 条中「第18条第 3 項」を「第 7 条第 3 項」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条中「第20条又は第21条」を「第 9 条又は第10条」に、「任用候補者」を「採用候補者」に、「第22条」を「第11条」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条中「第24条第 1 項」を「第13条第 1 項」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（選考により採用することができる級に属する職）

第 7 条 規則第14条第 1 号の規定に基づき、人事委員会が指定する級に属する職は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第 2 号。以下「級別分類細則」という。）別表行政職給料表級別職務分類表の 3 級以上に属する職
- (2) 級別分類細則別表公安職給料表級別職務分類表の 4 級以上に属する職
- (3) 級別分類細則別表海事職給料表級別職務分類表のいずれかに属する職
- (4) 級別分類細則別表研究職給料表級別職務分類表の 2 級以上に属する職
- (5) 級別分類細則別表医療職給料表(1)級別職務分類表のいずれかに属する職
- (6) 級別分類細則別表医療職給料表(2)級別職務分類表のいずれかに属する職
- (7) 級別分類細則別表医療職給料表(3)級別職務分類表のいずれかに属する職
- (8) 島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第 6 号。以下「病院局職員給与規程」という。）別表第 4 行政職給料表級別基準職務表の 3 級以上に属する職
- (9) 病院局職員給与規程別表第 5 医療職給料表(1)級別基準職務表のいずれかに属する職
- (10) 病院局職員給与規程別表第 6 医療職給料表(2)級別基準職務表のいずれかに属する職
- (11) 病院局職員給与規程別表第 7 医療職給料表(3)級別基準職務表のいずれかに属する職

（選考の請求）

第 8 条 任命権者は、規則第17条第 1 項の規定に基づいて、職員の採用の選考を人事委員会に請求しようとする場合は、

様式第4号の選考請求書に様式第5号の職員採用選考調書及び様式第6号の健康診断書を添えて提出しなければならない。

第9条及び第10条を削る。

別表を削る。

様式第1号中「任用候補者提示請求書」を「採用候補者提示請求書」に、「第5条第2項」を「第3条第2項」に、「採用（昇任）候補者名簿から」を「採用候補者名簿」に改める。

様式第5号及び様式第6号を削る。

様式第4号中「（第5条関係）」を「（第8条関係）」に、「◇」を「☆」に改め、同様式の注の2中「、少
色覚」を「色覚」

年補導職員及び交通巡視員の採用希望者」及び「◇印の欄の検査は、警察官及び電気職の採用希望者のみ検査を受けてください。」を削り、同様式を様式第6号とする。

様式第3号中「（第5条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第2号を削り、様式第1号の次に次の3様式を加える。

様式第2号（第2条関係）

採 用 候 補 者 名 簿 提 示 書				
任命権者		様		人委秘 第 号 年 月 日
		島根県人事委員会 事務局長		印
年 月 日 第 号で請求のあった次の職について、下記の採用候補者を提示します。				
請求のあ った職名			請求のあ った職の 数	
記				
提 示 員 数				
	提示順位	得 点	氏 名	住 所

様式第3号 (第3条関係)

(表)

採用候補者選択結果通知書			
島根県人事委員会事務局長		様	
		任命権者	
年 月 日		第 号	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日人委秘第 号で提示された採用候補者についての選択の結果を次のとおり通知します。			
採用した 職 名		採用した 職 の 数	
選択結果	提 示 順 位	氏 名	備 考

注 選択結果欄への記入略語は裏面参照のこと。

(裏)

「選択の結果」の欄に記入する場合の略語

辞；候補者の辞退により提示が撤回されたものとみなされた場合

無；候補者からの応答のなかったことにより選択の範囲から除かれた場合

返；候補者への通知書が返送されたことにより選択の範囲から除かれた場合

選；選択された場合

不；選択の範囲に入りながら選択されなかった場合

様式第 4 号 (第 8 条関係)

採 用 選 考 請 求 書

第 号
年 月 日

島根県人事委員会委員長 様

任命権者 印

次のとおり採用したいから選考願います。

氏 名	採用しようとする職						備考
	所 属	職 名	給料表 の種類	級	職務 内容	発令予定 年 月 日	

附 則

この細則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第 2 号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表知事の事務部局の部児童相談所の項中 「 所長 」 を 「 所長 副所長 」 に改め、同部農林振興センターの

項中 「 部長 普及指導監 事務所長 」 を 「 部長 普及指導監 事務所長 管理監 」 に改め、別表の 3 の表中型船舶（1 種）の項中

「 2 等航海士 通信長 船長 2 等機関士 1 等航海士 機関長 船舶通信士 1 等機関士 通信長 各長 2 等航海士 1 等航海士 を 各長 二等航海士 一等航海士 各員 2 等機関士 1 等機関士 各員 二等機関士 一等機関士 船舶通信士 各長 」 に改め、同表中型船舶（2 種）の

項中 「 通信長 船長 1 等航海士 機関長 1 等機関士 通信長 航海士 1 等航海士 機関士 1 等機関士 各長 航海士 各員 機関士 各長 」 を 「 通信長 船長 一等航海士 機関長 一等機関士 通信長 航海士 一等航海士 機関士 一等機関士 各長 航海士 各員 機関士 各長 」 に改め、同表小型船舶の項中

「 船長 船長 機関長 機関長 」 「 船長 船長 機関長 機関長 」

1等機関士 航海士 機関士 各長 各員	1等機関士 航海士 機関士 各長	を	一等機関士 航海士 機関士 各長 各員	一等機関士 航海士 機関士 各長	に改め、別表の4の表知事の事務部局の部本庁の項中
---------------------------------	---------------------------	---	---------------------------------	---------------------------	--------------------------

主席研究員 専門学芸員 専門研究員	を	グループリーダー 主席研究員 専門学芸員 専門研究員	に改め、同部美術館の項及び芸術文化センターの項中
-------------------------	---	-------------------------------------	--------------------------

課長 専門学芸員	を	課長 主席学芸員 専門学芸員	に改め、同部農業技術センターの項中
-------------	---	----------------------	-------------------

部長 上席調整監	を	部長 上席調整監 管理監	に改め、同表教育委員会の部本庁の項中
-------------	---	--------------------	--------------------

学芸員 研究員	主任学芸員 主任研究員 学芸員 研究員	グループリーダー 主席研究員 専門学芸員 専門研究員	を
------------	------------------------------	-------------------------------------	---

研究員	主任研究員 研究員	グループリーダー 主席研究員 専門研究員	に改め、同部古代出雲歴史博物館の項中
-----	--------------	----------------------------	--------------------

学芸員	主任学芸員 学芸員	課長 専門学芸員	を
-----	--------------	-------------	---

学芸員 研究員	主任学芸員 主任研究員 学芸員 研究員	課長 主席学芸員 主席研究員 専門学芸員 専門研究員		に改め、別表の7の表知事の事務部局の部保健環境科学研
」				
「				
研究所の項中		係長、企画 員又はこれ らに相当す る職	を	保健師 主任保健師 保健師
				係長、企画 員又はこれ らに相当す る職 主任保健師
」				
「				
に改め、別表の備考2				

を次のように改める。

2 この表の適用に当たって、規則別表第8から別表第14までの級別資格基準表に定める基準に満たない者の職又は次に掲げる職務の級の職で人事委員会が特に認めるものは、1級下位の級とすることができる。

- (1) 行政職給料表の職務の級 6級、7級、8級及び9級
- (2) 公安職給料表の職務の級 7級、8級及び9級
- (3) 海事職給料表の職務の級 5級
- (4) 研究職給料表の職務の級 4級及び5級
- (5) 医療職給料表(1)の職務の級 3級及び4級
- (6) 医療職給料表(2)の職務の級 6級及び7級
- (7) 医療職給料表(3)の職務の級 6級及び7級

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する書面の様式を定める細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第3号

不利益処分についての不服申立てに関する書面の様式を定める細則の一部を改正する細則

不利益処分についての不服申立てに関する書面の様式を定める細則（平成18年島根県人事委員会細則第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

本則中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「不服申立てに関する書面」を「審査請求に関する書面」に改める。

様式第2号中「(不)」を「(審)」に改める。

様式第4号中「(不)」を「(審)」に、「(なお)」を「なお」に改める。

様式第5号から様式第8号まで及び様式第10号中「(不)」を「(審)」に改める。

様式第11号中「(不)」を「(審)」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

様式第12号から様式第18号まで、様式第20号及び様式第22号から様式第26号までの様式中「(不)」を「(審)」に改める。

附 則

この細則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 訓 令

島根県人事委員会訓令第 1 号

事務局

公文書の保存期間に関する規程（平成16年島根県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

別表の第 1 の項第 7 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。